



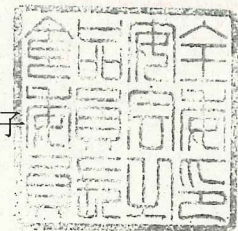
府 食 第 4 5 4 号  
平 成 2 4 年 4 月 2 6 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について（回答）

平成24年4月18日付け厚生労働省発食安0418第2号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項については、今回設定される規格基準の対象用途として使用する紙製器具又は容器包装に再生紙が使用されている実態は確認されておらず、当該規格基準が遵守されれば再生紙が当該紙製器具又は容器包装に使用されることは想定されないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11号第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。